令和8年度　ごみ収集日カレンダー　三和・神石地区

不法投棄をしない！させない！許さない！　ごみを捨てると法律で処罰されます。

ごみは正しく分別し、収集日の午前8時までにごみ集積庫へ出してください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。地球温暖化防止のため、私たち一人ひとりのエコの意識を高め、行動するため、家庭で、職場で、環境について考え、「できること」から始めましょう。

令和8年 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 ⑤プラ	2 ①②可燃	3 ③アルミ缶	4 ひろしま環境の日
5	6 ①②可燃	7 ⑤ペット	8 ⑤プラ	9 ①②可燃	10 ④ビン類	11
12	13 ①②可燃	14 ③ スチール 他の缶	15 ⑤プラ	16 ①②可燃	17 新聞	18
19	20 ①②可燃	21 ⑥不燃等	22 ⑤プラ	23 ①②可燃	24 雑誌	25
26 粗大ごみ受入	27 ①②可燃	28 段ボール等	29 昭和の日 ⑤プラ	30 ①②可燃		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ③アルミ缶	2 ひろしま環境の日
3 憲法記念日	4 みどりの日 ①②可燃	5 こどもの日 ⑤ペット	6 振替休日 ⑤プラ	7 ①②可燃	8 ④ビン類	9
10	11 ①②可燃	12 ③ スチール 他の缶	13 ⑤プラ	14 ①②可燃	15 新聞	16
17	18 ①②可燃	19 ⑥不燃等	20 ⑤プラ	21 ①②可燃	22 雑誌	23
24	25 ①②可燃	26 段ボール等	27 ⑤プラ	28 ①②可燃	29	30
31						

6月　～環境月間～

日	月	火	水	木	金	土
	1 ①②可燃	2 ⑤ペット	3 ⑤プラ	4 ①②可燃	5 ③アルミ缶	6 ひろしま環境の日
7	8 ①②可燃	9 ③ スチール 他の缶	10 ⑤プラ	11 ①②可燃	12 ④ビン類	13
14	15 ①②可燃	16 ⑥不燃等	17 ⑤プラ	18 ①②可燃	19 新聞	20
21	22 ①②可燃	23 段ボール等	24 ⑤プラ	25 ①②可燃	26 雑誌	27
28	29 ①②可燃	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1 ⑤プラ	2 ①②可燃	3 ③アルミ缶	4 ひろしま環境の日
5	6 ①②可燃	7 ⑤ペット	8 ⑤プラ	9 ①②可燃	10 ④ビン類	11
12	13 ①②可燃	14 ③ スチール 他の缶	15 ⑤プラ	16 ①②可燃	17 新聞	18
19	20 海の日 ①②可燃	21 ⑥不燃等	22 ⑤プラ	23 ①②可燃	24 雑誌	25
26	27 ①②可燃	28 段ボール等	29 ⑤プラ	30 ①②可燃	31	

①②可燃 ＝燃やしてよいゴミ
- 生ゴミは、十分水切りをしてください。
- 金属類は絶対に混入しないでください。

⑤プラ ＝容器包装のプラスチック・白色トレイ
- 容器の中を洗って乾かしてください。
- 汚れの落ちないものは①②可燃へ出してください。
- 白色トレイは、それだけを入れて出してください。

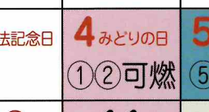

⑤ペット ＝ペットボトル
- PETマークのみです。その他は⑤プラへ出してください。
- 蓋やラベルは⑤プラへ出してください。
- 中を濯いで乾かして出してください。
- つぶしても良いですが、切らないでください。

③アルミ缶
- アルミマークのみです。
- 中に異物混入しないようにしてください。
- 中を濯いで乾かして出してください。

③他の缶 ＝スチール缶・その他の缶
- スチール缶はスチールマークのみです。
- その他の缶はスチール缶と別の袋に入れて出してください。
- 中に異物混入しないようにしてください。
- 中を濯いで乾かして出してください。
- ガス缶、スプレー缶は穴を開けてください。

④ビン類 ＝無色びん・茶色ビン・その他のビン
- 無色・茶色・その他の3種類に分別し、別の袋に入れて出してください。
- 中に異物混入しないようにしてください。
- 中を濯いで乾かして出してください。
- 割れたビンは⑥不燃物で出してください。

⑥不燃等 ＝不燃物・金属類・その他プラスチック・天ぷら油・古着類
- 不燃物＝割れた陶磁器・ガラス・電球等は新聞等に包んで⑥袋で出してください。
- 金属類＝刃物等危険なものは新聞等に包んで⑥袋で出してください。
- 容器包装以外のプラスチック＝袋に入る大きさに砕いて出してください。
- 金属類・容器包装以外のプラスチックで袋に入らないものは粗大ごみへ
- 天ぷら油＝ペットボトルに入れしっかり蓋をして⑥袋で出してください。
- 古着類＝ひもで十字に縛って出してください。

新聞　雑誌
- ひもで十字に縛って出してください。

段ボール等 ＝段ボール・牛乳パック
- ひもで十字に縛って出してください。
- 牛乳パック＝開いて洗い乾かしてひもで十字に縛って出してください。

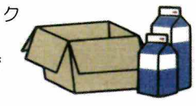

有害ごみ
有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀式体温計等）は、役場本庁、各支所に設置している「有害ごみ集積庫」へ出してください。（クリーンセンターへの直接搬入も可能です。）※割れた蛍光灯や白熱球は「⑥不燃等」で出してください。

粗大ごみ
（家電４品目「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・乾燥機」「エアコン」を除く）

- **家具類**（机、カーペット、サイドボード、イス、たんす、本棚、応接セットなど）
- **電気製品類**（ストーブ、掃除機、ラジカセ、電子レンジ、トースター、炊飯器、ガスレンジ、こたつなど）
- **寝具類**（毛布、ふとん、座布団、マットレスなど）
- **金属（鉄）類**（鉄くず、なべ、やかん、小型農機具（乗用でないもの）、自転車、三輪車など）
- **プラスチック類**（バケツ、おもちゃ、ポリ容器、大型プラスチック製品など）
- **危険物**（使い捨てライター）

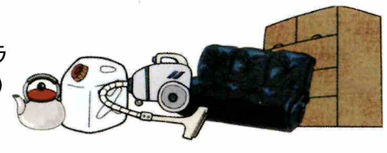

家電４品目
「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・乾燥機」、「エアコン」は事前に健康衛生課（支所町民課）へ「回収申込」が必要です。

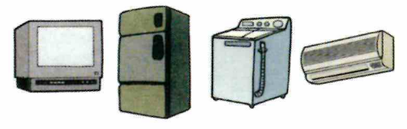

自己搬入
（150円／10kgの処理手数料が必要）

クリーンセンターじんせき（神石高原町階見1254-1）
受入日時：毎週 月・水・金（9時～12時、13時～15時）
4月・11月の第4日曜日
年末年始12月23日～1月8日は搬入できません
※直接搬入が困難な場合は、戸別収集を行います。
収集要件がありますので、事前にお問い合わせください

神石高原町健康衛生課　TEL0847-89-3336